

指名業者各位

美馬市長 牧田 久  
(公印省略)

## 「現場代理人」の選任における緩和措置について（通知）

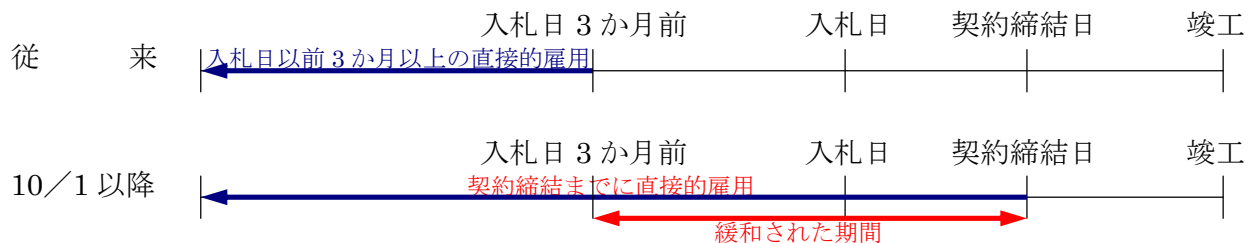
日頃は、市の建設事業をはじめ、市政発展に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市が発注する建設工事のうち、請負金額（税込価格）が2,500万円未満の工事請負契約における「現場代理人」の選任につきましては、入札日3か月前に当たる日から契約締結までの間に、直接的な雇用関係を有する者（以下「正社員」という。）として雇用した者についても選任できることとしました。

つきましては、次の注意事項を十分に御理解いただき遵守してください。

なお、この通知内容につきましては、本日（10月1日）以降に市が発注する建設工事に係る工事請負契約（随意契約を含む。）において、適用することとしますので、御留意ください。

### 現場代理人（請負金額2,500万円未満）の選任のイメージ図



注) 契約締結時に「現場代理人」の選任に係る書類（現場代理人及び主任技術者等選任通知書）を提出する場合は、正社員であることが確認できるものとして、次の①②③のいずれかの書類の写しを添付すること。

- ①社会保険（健康保険証等）
- ②雇用保険
- ③その他直接的な雇用関係が確認できる資料

※1 請負金額（税込価格）が2,500万円以上の工事請負契約における「現場代理人」の選任については、従前どおり入札日以前に受注者と3か月以上の雇用関係にある者（以下「恒常的な雇用関係を有する者」という。）であり、変更しておりません。

※2 「主任技術者」及び「監理技術者」として選任することができるのは、従前どおり「恒常的な雇用関係を有する者」であり、変更しておりません。

《裏面に続く》

工事発注担当課から契約書の様式を受領する前に、次の事項について御留意ください。

1. 現場代理人の選任については、直接的な雇用関係を有する者（以下「正社員」という。）を既に雇用している場合は、通知文の注意事項に掲載している①社会保険（健康保険証等）又は②雇用保険のいずれかの写しを「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に添付して工事発注担当課へ提出し、その後に契約の締結を行ってください。
2. 落札決定後に正社員を雇用した場合であって、通知文の注意事項に掲載している①社会保険（健康保険証等）の写しが提出できないときは、「加入申請中」であることを証明できる書類の写しを「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に添付して工事発注担当課へ提出し、その後に契約の締結を行い、加入手続の完了後に、①の写しを直ちに提出すること。  
②雇用保険の加入の場合は、落札決定後に速やかに加入手続を行い、②の写しを「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に添付して工事発注担当課へ提出すること。
3. 工事請負契約を締結する際に、入札日から7日以内に「現場代理人」が選任できないために当該契約を締結できない場合は、落札候補者の権利は失効し、入札参加資格が停止されますので、通知文の注意事項に掲載している書類を契約締結までに早急に提出してください。

**社会保険（健康保険証）の加入の場合：**

加入手続に7日間程度の日数を要しますので、加入手続中は「加入申請中」であることを証明できる書類の写しが必要になり、手続完了後に加入証明書又は保険証の写しを提出してください。

**雇用保険の加入の場合：**

保険証の写しを提出してください。

美馬市 企画総務部 契約管財課 入札担当  
TEL 0883-52-8008